

地域振興・地域貢献に関する包括協定

千葉県（以下「甲」という。）と株式会社千葉薬品(以下「乙」という。)は、千葉県内の地域の活性化に資するため、地域振興・地域貢献に関し次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、「千葉県中小企業の振興に関する条例」第7条の規定及び甲が策定した「商業者の地域貢献に関するガイドライン」を踏まえ、甲乙相互の緊密な連携と協力により、双方の資源を有効に活用し、千葉県の一層の活性化及び県民サービスの向上に資することを目的とする。

(連携事項等)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 健康づくりに関すること
- (2) 食育に関すること
- (3) 地産地消、地元産品普及への協力に関すること
- (4) 地域福祉、少子高齢化対策に関すること
- (5) 地域との連携促進、各種事業への協力・参加に関すること
- (6) 地域情報の発信に関すること
- (7) 環境対策、リサイクルの推進に関すること
- (8) 防犯、安全・安心なまちづくりに関すること

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じて協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

(協定の見直し)

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、期間満了の1ヶ月前までに、甲もしくは乙により書面による特段の申出がなければ、1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

(その他)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名捺印の上、各1通を保有する。

平成29年7月19日

千葉県千葉市中央区市場町1番1号

甲 千葉県

千葉県知事 森田 健作

千葉県千葉市中央区問屋町1番35号

乙 株式会社 千葉薬品

代表取締役社長 神崎 彰道